

# 東京都八丈島八丈町立三根小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月策定

東京都八丈島八丈町立三根小学校

いじめを生まない、許さない。  
思いやりの心を一人一人がもとう！

基本方針…上記の言葉を合言葉に、「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という強い姿勢で臨む。

※ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめに対する基本的な取組

- (1) 「いじめ」は、どの学校でも、どの子にも起こり得るという認識をもつ。
- (2) 人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない学校をつくる。
- (3) いじめられている児童を徹底して守る。
- (4) いじめる児童に対しては、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- (5) 「いじめ」を見て見ないふりをする周りの児童に対しては、いじめの助長につながることに気付かせる。
- (6) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携協力を努める。
- (7) 客観的、事実に基づいた正確な記録をとる。

## 2 未然防止

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体でつくる。
- (2) 児童の自己実現が図られるよう、日々の授業や学級経営の充実を図る。
- (3) 道徳・特別活動を通して、他者に対する思いやりの心や規範意識、集団の在り方についての学習を深め、いじめに向かわない態度や能力を育てる。
- (4) 日頃から、児童や保護者に対して悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- (5) 校内研修の充実を図り、教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに八丈町教育相談室を中心とした、いじめに関する相談機能の充実を図る。
- (6) P T Aや地域の関係団体等と共に、いじめ問題について協議する機会を設け、「いじめ」を起こさないよう、地域ぐるみの対策を行う。

### 3 早期発見

- (1) 「いじめ」は大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域社会が全力で実態把握に努める。
- (2) 6月と11月に「いじめ」についての児童アンケートを実施するとともに、日頃から児童の声に耳を傾ける。
- (3) 教育委員会にいじめ問題への調査結果を知らせるとともに、報告・連絡・相談を円滑に行う。
- (4) 授業中はもちろん、休み時間や放課後の児童の行動を注意して見守る。(巡回や放課後子ども教室「がじゅまる」との連携)
- (5) 保護者や地域住民との情報を共有し、児童の実態把握に努める。
- (6) 地域への行事に積極的に参加し、日常的に連携し、情報の共有に努める。

### 4 早期対応・対応組織

- (1) 「いじめ」を把握したら、学校いじめ対策委員会(管理職、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー)を組織し、いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認に基づき、迅速で適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。
- (2) いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (3) 法を犯す行為に対しては、早期に警察・児童相談所などに相談し協力を求める。
- (4) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- (5) 「いじめ」が解消した後も児童のケアを行い、保護者と継続的に連絡を取り合っていく。
- (6) 学校サポートチームの積極的な活用を図る。

### 5 重大事態への対処

- (1) 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (3) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (4) 調査組織を設置し事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 関係機関・専門家等と相談・連携を図る。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合、警察に通報し相談する。
- (7) いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。

## 6 年間の予定

※定例的に会合の場をもつ。

※青少対や町のいじめ対策協議会の情報も共有する。

	内容
4月	○いじめ防止基本方針の確認 ○「三根小のきまり」の見直し
5月	○学級の実態把握
6月	○ふれあい月間にて、いじめアンケートを実施
7月	○いじめアンケート結果考察、町教委への報告 ○保護者会の情報共有
8月	○個人面談後の情報共有
9月	○児童実態情報共有
10月	○児童実態情報共有
11月	○ふれあい月間にて、いじめアンケートを実施
12月	○いじめアンケート結果考察、町教委への報告
1月	○児童実態情報共有
2月	○ふれあい月間にて、いじめアンケートを実施
3月	○いじめアンケート結果考察 ○いじめ防止基本方針の振り返り